

東彼杵町農業委員会総会議事録

1. 開会日時 令和6年3月25日(木) 午後13時30分～14時15分
2. 開催場所 東彼杵町総合会館 2階 大会議室

出席委員

会長 西坂 秀徳	1 番 迎 幸枝	2 番 宮脇喜八郎	3 番 福田 光宏
4 番 出口 武美	5 番 林田佐知雄	6 番 山口 壽博	7 番 森 計人
8 番 西田 博之	9 番 入江 政幸	10 番 川井 一生	11 番 森田 誠
12 番 清心美由紀	13 番 森 重幸		

事務局及びその他の出席者

事務局長 楠本 信宏

書記 前田 篤史 木場 香 中山 楓

3. 議事録署名委員の指名について

4. 報告事項

農地の合意解約について

農地改良届出書について

5. 議 事

議案第39号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第40号 農業経営基盤強化促進事業による権利設定について

議案第41号 農地中間管理事業による農地利用集積計画について

議案第42号 農地のあっせん申出について

6. その他

事務局長	出席される方は皆さんおそろいなので始めたいと思います。委員さんは全員出席で、推進委員の福島委員さんが欠席となります。それでは会長お願いします。
議長	皆さんこんにちは。忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。人事の方は変わっていくんですけども、新しい年度に向けてよろしくお願ひしたいと思います。 それでは3月期の総会を始めさせていただきたいと思います。議事録署名委員の指名ということで、10番の川井委員、11番の森田委員の方にお願ひしたいと思います。
議長	4番報告事項、「農地の合意解約について」2件ございます。事務局より説明をお願いします。
事務局	まず3ページご覧ください。農地法第18条第6項の規定による通知について、農地法関係事務処理要領の第9の3の(3)の規定により、通知があったことを報告します。合意解約が2件です。1件目が三根郷の1103-1、田1筆469㎡。相続人から、借受人への貸付ということで、令和6年の3月11日に解約成立。解約事由としては、当初契約していた貸付人が亡くなられたということで、相続人へ契約を変更したいということで、一旦解約をしたいということでした。備考欄に書いておりますけれども、当初の契約では平成30年から令和10年まで。令和4年にお父さんが亡くなられ、相続をされています。そのままでも終期まで契約は有効ですけれども、現在の名義人としてしっかり契約をしたいというご意向でしたので一旦解約をして、あとの議案第40号で出てきます。 2件目です。中尾郷の1142-2、茶畑1筆4,649㎡。こちら2月の20日に合意解約。理由としては所有権移転のため。今借受人が耕作中の茶畑について所有権を移転するため一旦解約の手続きをとると。こちら後議案で出てきます。地図等は付けておりますけれども、あとでまた説明しますので省略します。以上です。
議長	はい、ありがとうございます。1番2番について説明して頂きましたけれども、この件に関しまして何か質問とかありましたらお受けしますけれども。何も無いでしょうか。何も無いようでしたら次に進めさせていただきます。あとの議案第40号で出てきます。 (2)の「農地改良届出書について」ということで1件ございます。事務局より説明をお願いします。
事務局	6ページご覧ください。東彼杵町農業委員会農地改良届取扱要綱に基づき、下記の通り提出されたので報告します。菅無田郷の1113-1の一部、田1筆445㎡。改良の届出で、実際の手続きは施工業者、新幹線工事の請負会社です。施工時期については着工予定が本日付となっておりますけれども、今日届出が正式に受理されればということ、そこから5か月7月末までとなっております。改良の目的は嵩上げすることにより、乗入れ等の耕作条件を改善するためということで、作付け予定

がコスモス等の景観作物。隣接農地につきましては隣接農地の所有者から同意を得られております。下に書いておりますけども、新幹線工事の一時転用の残地ということで、1月に更新の協議をしましたがけれどもその残地の部分になっております。場所につきましては7ページです。下の航空写真で赤枠で囲んである所、ここが今回改良されるところで、川の反対側に黄色の枠で囲んである所が令和5年の10月総会で改良、ここも嵩上げするという出されております。

8ページが現況の写真です。緑で色付けてるところですけども、ここを嵩上げをして隣の1116-1と同じ高さにしたいという内容になっております。転用の残地ということでかなり荒れている状況です。9ページは説明が終わっているので飛ばします。

10ページが被害防除計画書です。盛土を行う、最高2.5m。緩衝地を設ける。川から45度上がった位置までを緩衝地として、法面は1割2分勾配にしてモルタン吹付をします。盛土は隣接農地と同じレベルの高さまでとするということで、排水については自然放流となっております。

11ページが平面図ですね。ピンクの所が今回されるところで、黄色の部分は農地転用、一時転用されている所になります。

AとBの断面を取ってあるのが12ページですね。青が現状のラインで、赤が改良後のラインです。Aが川から45度上がってそこから1割2分の勾配で最高2.5くらいの高さで盛土をするという感じになっております。Bの方を見たら、黄色の部分が農地転用の部分ということで、Aと同じ高さに農地転用部分も上げるという内容になっております。この場所は10月の農地転用の時に大体見ているということで会長と話しまして、現地確認は省略させていただきました。条件も悪いところなので、実際は持ち主さんが希望したというよりも工事側の都合で盛土をするんじゃないんですかということで業者にもいろいろ聞いたんですけども、改良の目的の通り条件を改善するので悪いことではないかなということで、あくまで改良したら何か作ってもらおうというのが趣旨ですので、コスモスなりはしっかり作ってもらおうようにお話しておいてくださいとは伝えております。説明は以上です。

議長

はい、ありがとうございました。この件に関しまして何かが質問とかありましたらお受けしますけども。事務局からありましたように、本来であれば現地確認に行っていたんですけど、前から言っていますように軽微なものにつきましては事務局なり私と事務局とか、地域の委員さん推進委員さんだけとかということで、簡単出来るものはしていければと思っておりますので、今回の場合は事務局だけでしております。この件に関しまして質問とかなければ次に行きますけど何もないでしょうか。はい、ありがとうございます。

議長

それでは議案の方に入らせていただきたいと思います。

議案第39号「農地法第3条の規定による許可申請について」ということで事務局より説明をお願いします。

事務局	<p>はい、13 ページご覧ください。農地法第 3 条の規定による許可申請について、農地法関係事務処理要領の第 1 の 2 の (1) の規定により、意見を決定するため審議を求めます。</p> <p>賃貸借権の設定です。中岳郷の 1326-2、1358-1。茶畑が 2 筆で 986 m²。貸付となっております。理由としては貸主が耕作困難であるため、中岳あたりで他にも作っている借受人に話をして受けてもらうようになったということです。備考に書いておりますけども、10 年の賃貸借権の設定で、荒茶 1 kg の物納となっております。</p> <p>場所につきましては 14 ページに付けております。下の写真で白丸にしている所も実際は貸主がこれまで生産していたようなんですけども、違う方の名義でここは入れないということで、実際は借受人がここも管理をされることになるのかなということになっております。説明は以上です。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。まずは地元の出口委員さん何か補足とかありましたらお願いしたいと思いますけれども、特にないですか。この件に関しまして他の委員さん方からご質問とかご意見とかありましたらお伺いしますけども。特段ないですかね。普通のお茶農家に頼んでもここは誰も作らないというところなのでいいことなんじゃないかと思っております。ということで 1 番の件に関しまして採決を取りたいと思います。賛成と思われる方は挙手をもってお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。賛成多数ということでそのまま進めさせていただきますと思います。</p> <p>続きまして議案第 40 号「農地経営基盤強化促進事業による権利設定について」ということで 3 件ございます。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい、15 ページご覧ください。基盤強化法第 18 条第 1 項の規定による農地利用集積計画(所有権移転)について、基盤強化法の基本要綱の第 9 の 3 の (1) の規定により、農用地利用集積計画案を決定するため審議を求めます。</p> <p>所有権移転が 3 件中 2 件あります。中尾郷の 1142-2、茶畑 1 筆 4,649 m²。先程解約の報告で説明した件です。茶畑の贈与となっております。備考欄にいろいろ書いてるんですけど、AさんとBさんが交換をしているけれども名義変更をしていなかったということで、本来はBさんの所有地ということで、厳密にはAさんからBさんにあげて、Bさんから借受人という流れになるんでしょうけれども、農業委員会として許可をするなら実際の耕作者へそのままやるのが筋なんじゃないのかなということでこういう内容になっております。ただこういう内容ということで借受人さんとBさんも売買とかされてるとは思うんですけども、金額はわからないということになっております。</p> <p>続きまして 2 件目に行きます。里郷の 1969-4、畑 1 筆 110 m²。畑 1 筆 30,000 円</p>

	<p>での売買となっております。宅地に囲まれた小さい農地なんですけれども、他の土地も含めて譲渡人から買う予定があるということで、合わせて許可をとるということです。</p> <p>16 ページ説明します。こちら貸し借りが1件です。先程解約があった件です。三根郷の1103-1、田1筆469㎡。利用目的は水田で、1筆5,000円。最初の10年間の残り期間約4年間、令和6年4月10日から令和10年3月20日まで。備考に書いておりますけれども、さっき内容は説明しましたので省略して、隣接地1101-1と併せて耕作をされているという状況です。</p> <p>場所ですけれども、17ページが中尾郷の分です。太ノ原ですけれども、この茶畑をすでに耕作中なんですけれども、名義を変えるという内容になっております。</p> <p>18ページが里郷です。漁港の近くの小さい農地ですけれども、周りの土地もまとめて買うと許可を取られております。19ページが三根郷の所ですけれども、1101-1は今回の貸付人ではなく他の方の名義で、ここも借受人さんが借りて作られている農地となっております。1103-1と一体的に水田耕作中となっております。説明は以上です。</p>
議長	はい、ありがとうございました。まず1番の方から行きたいと思います。特に地元の委員さんご意見とか補足とかありましたら。
福田委員	ありません。
議長	こちらはBさんとAさんにはどちらかとは話ができているんですね。
事務局	最初Bさんがこちらに相談に来られた感じで、ちょうど間に入っている方なのでどっちにも話はして進められているのかなと。
議長	<p>わかりました。その他委員さんからご意見ご質問ございましたらお受けしますけれども、何かないでしょうか。普通はいくらですと金額が決まっていれば問題ないんですけど、贈与みたいになっているのでちょっとそこが心配になったんですけど。何もなければ採決の方に入りたいと思います。</p> <p>以前、農業委員会で貸し借りなっていた所を買ったことがあられるので、ちょっと心配になってですね。どちらかが知っていれば問題ないんですけどね。それでは他にご意見が無ければ採決に入りたいと思いますけどよろしいでしょうか。それでは1番につきまして賛成と思われる方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(挙手多数)</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。賛成多数ということで進めさせていただきます。</p> <p>2番につきまして地元の入江さん何か補足とか聞かれたこととかないですか。それでは皆さん方からご質問とかあればお受けしますけれども。ないようであれば採決の方に入られてもらってもよろしいでしょうか。それでは2番につきまして許</p>

<p>議長</p>	<p>可する事と問題ないと思われる方は挙手をもってお願いします。はい、ありがとうございます。 (挙手多数) 賛成多数ということで進めさせていただきます。 引続き 3 番についてですけれども、3 番につきまして説明・補足等ございましたらお願いしたいと思いますけれども。</p>
<p>森計人委員</p>	<p>この間この件で話す機会がありまして、県外にいてなかなか会うことができなかつたんですけれども、本人と再契約をしたいということだったのでよろしくお願ひします。</p>
<p>議長</p>	<p>はい、わかりました。その他何か質問ないですかね。ないようでしたら採決の方に入らせていただきたいと思います。3 番につきまして許可する事と問題ないと思われる方は挙手をもってお願いします。 (挙手多数)</p>
<p>議長</p>	<p>はい、ありがとうございます。賛成多数ということで進めさせていただきます。 続きまして議案第 41 号「農地中間管理事業による農地利用集積計画について」ということで事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい、20 ページご覧ください。基盤強化法第 18 条第 1 項の規定による農地利用集積計画(利用権設定)について、基盤強化法の基本要綱の第 9 の 3 の(1)の規定により、農地利用集積案を決定するため審議を求めます。3 件ございます。 蔵本郷の 1392-1、1392-2、1392-3、1351。田 4 筆 3,382 m²。賃貸借権の設定で、貸付人から機構を通じて借受人へ。水田で全体 4 筆で米 180 kg の物納、10 年間の貸付となります。備考に令和 5 年 11 月あっせん協議ということで、No.1 と No.2 です。元々前耕作人が耕作されていたんですけれども、やめるということでそれに合わせてあっせんを出されておまして、どうしましょうかと話していたんですけれども、今回の借受人と No.2 で出てきますがもう一人手を上げられて、結局誰に貸すかということで半分ずつ貸し借りをしようということになったということで 1 と 2 に分けて今回出てきております。 それでは続けて 2 番を説明します。蔵本の 1400-1、1400-2、1401-1。田 3 筆 3,447 m²。使用貸借権の設定で、お父さんが亡くなられているので相続人と先ほどのもう一人の借受人さん。利用目的は水田で 0 円の貸し借りになります。約 2 年 9 カ月と中途半端なんですけれども、水稻を 3 作作りたいということで令和 6・7・8 で年末になるように令和 8 年の 12 月 31 日までの終期とされております。No.3 につきましても借受人は同じで、蔵本郷の 1560、田 1 筆 2,862 m²。使用貸借権の設定で利用目的水田で 2 年 9 カ月。理由は同上となっています。 場所につきましては 22 ページから 24 ページで、いずれも蔵本の地区で、22 ペー</p>

議長	<p>ジ 23 ページがあっせんを協議したところで、24 ページは国道側の方で土地を借り受けられると。会社の方で農業部門があるということで、その人たちを中心に耕作をされていくそうです。説明は以上です。</p> <p>はい、ありがとうございました。事務局から説明がありましたように1番と2番はあっせんに出ていた部分ということで、無事まとまりまして、森田委員さんにはご苦勞を掛けました。ありがとうございました。その他補足とかありませんでしょうか。</p> <p>また様子を見ながら指導をして頂ければと思います。よろしくお願いします。その他皆様方からご質問やご意見がありましたらお受けしますけども。ないようでしたら1番の借受人の件につきまして採決を取りたいと思います。1番につきまして許可する事で問題ないと思われる方は挙手をもってお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。続きまして2番と3番、こちらは借受人が同じなので一緒に行きたいと思います。この件に関しましてご質問ないでしょうか。質問が無ければ採決に入りたいと思いますけどよろしいでしょうか。ないようでしたら採決に入りたいと思います。2番3番まとめてしたいと思います。この件につきまして許可する事ということで問題ないと思われる方は挙手をもってお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。賛成多数ということで進めさせて頂きたいと思います。</p> <p>引続き議案第42号「農地のあっせん申出について」ということで事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい、25ページご覧ください。下記の通りあっせんの申出がありましたので、審議願います。1件ございます。</p> <p>里郷の2054-1、2054-2。畑2筆715㎡。申出者から、希望は売買または貸借ということで、あっせんの理由としては耕作困難なためと簡単に書いておりますけれども私が不在の時に来られたようで、26ページに地図をつけておりますけれども、下の方に書いております、2054-2が利用状況調査で遊休農地判定が出ていまして、その後意向調査の回答を持ってこられたときに慌てて話をし、あっせんを出されたままだというような状況です。その後の意向調査の回答としては中間管理事業を希望しての誰か借りてくれればなというような内容でございました。こちらからの説明は以上です。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございました。串島ということで地元の委員さんは何も聞いてないですかね。推進委員の松尾さんこちら辺どんな状況ですか。あっせんをしてお茶を作るようなところなのか。</p>

松尾委員	この辺は小さい畑がこまごまと点々と地主さんがおられて、ひとまとまりになれば場所的にも早いし、霜も降りにくいということで可能性はあると思うんですけど、やっぱり点々としてるし、整備が必要だというのが一つの例になると思います。
議長	はい、ありがとうございます。なかなかそのまま茶畑は難しいですね。ここだけ見るともったいない感じですね。 この26ページの下の写真で、隣の細い茶畑は誰が作ってるんですか。
松尾委員	Aさんが借りていて、そこも返したいんですけどということでした。ちゃんとすればする人もいるかもしれない。
議長	一応こういうのが出ていると話をしてもらいながら、地元の入江委員さんもあっせん委員という形で他に作る方がいらっしゃれば周りの声を聞いていただいて情報を集めていただければなと思います。そういう形でないと茶畑とかをもっていない人がいきなり作るわけにもいかないし、そういう形でよろしいでしょうか。よろしくをお願いします。引続き事務局サイドでも農地の荒れている所辺りの面積をまとめられるか調べてみたいと思います。一応あっせん委員ということで入江委員さんをお願いしたいと思います。あっせんについて皆さん方から何かもうちょっとこうすればとかあればまたお知らせ頂ければと思いますけども、よろしいですかね。一応そういうことで行きますので、あそこで作りたいという方がいらっしゃればお声かけ頂ければと思いますので、よろしくをお願いします。この件に関しましてはこれで終わりたいと思いますけどよろしいでしょうか。 それではこれで議事の方は終了したいと思います。

(その他の件にて農業者年金加入推進についての説明)

議案の顛末を記載し、相違ない事を証する。

議長

10 番

11 番